平成２６年（フ）第４０号
盛岡市羽場14地割49番地２
破産者　佐藤　道子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４９号
神奈川県逗子市池子２丁目２番22号
破産者　石黒　治信
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３５９号
静岡県三島市中田町３番35号、開始決定時の住所静岡県裾野市佐野1407番地
破産者　袴田　俊明
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
静岡県三島市谷田・東富士見・245番地の10コーポコイズミ202、前住所静岡県三島市千枚原５番地の１
破産者　天野　敏正
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
愛知県岩倉市中本町中市場16番地２
破産者　武山　　保
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１５号
愛知県一宮市丹羽字虚空蔵806番地１　レオパレス21ＥＰ１・102号
破産者　眞村　英昭
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３４号
兵庫県西宮市段上町６丁目３番22号
破産者　堀内　康弘
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
愛媛県松山市鷹子町65番地１　ヴァン・ヴェール久米４－Ｃ
破産者　赤松　健三
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８１号
高知県香南市野市町土居1489番地３　ミルフィーユＣ102号室、住民票上の住所高知県安芸市本町３丁目６番30号
破産者　橋本　康延
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４９号
北九州市八幡西区若葉２丁目13番12―205号
破産者　吉留　崇晶
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０号
北九州市八幡西区若葉２丁目13番12―205号
破産者　吉留　明美
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４５号
北九州市小倉北区大畠１丁目３番６―102号
破産者　権藤　芳徳
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町40番地
破産者　柴田石材店こと　柴田　良材
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
東京都足立区伊興４丁目３番30号　グリーン・ピア・Ｉ　101、開始決定時の住所群馬県館林市本町３丁目１番７号　館林マンション―905
破産者　竹島　茂夫
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９４号
千葉県銚子市笠上町6953番地の２、開始決定時の住所千葉県銚子市海鹿島町5547番地の41
破産者　宮内　勝治
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４９号
岐阜市川部１丁目20番地　（四季の里　春棟501号）
破産者　高山　永俊
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８６号
堺市西区浜寺石津町中２丁７番22号　石静住宅１Ｆ５号、前住所堺市西区浜寺石津町中４丁20番18号
破産者　小林亜希子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係